

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十年三月二十七日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

事業主体				事業名				完了年月日					
北広島町				区画整理事業									
地区名				区画整理事業									
上蔵迫地区（北工区）		上蔵迫地区（中山工区）		額田部地区（第2工区）		小木次地区		平成六年三月二五日		平成六年三月二五日		平成六年三月二五日	
上蔵迫地区（北工区）		上蔵迫地区（中山工区）		額田部地区（第2工区）		小木次地区		平成六年三月二五日		平成六年三月二五日		平成六年三月二五日	